Ⅲ 環境保全年表

西暦	年号	仙台市	その他（宮城県、国）
1959	昭和34年	○衛生局が発足し、公害の測定、苦情処理等を衛生局保健課で所管	
1962	37年	○「健康都市宣言」	
1963	38年	○保健所衛生課で公害苦情の受付・調査・処理を開始	
1964	39年	○市長の諮問機関として「公害対策委員会」を設置	
1966	41年	○衛生局衛生課に環境公害係、保健所衛生課に環境係を設置	
1967	42年		○「公害対策基本法」施行
1968	43年		○「大気汚染防止法」施行 ○「騒音規制法」施行
1969	44年	○環境公害係が公害係となる	
1970	45年	○庁内組織として「公害対策連絡調整会議」を設置 ○衛生局に公害対策課を設置 ○「公害市民憲章」制定 ○「仙台市公害防止施設整備資金融資利子補給交付要綱」制定	
1971	46年	○公害対策課を公害課に変更 ○衛生局に公害部を新設し調整課、規制課の２課とする ○「仙台市公害防止条例」公布 ○大気汚染常時監視テレメーター装置稼働開始	○「宮城県公害防止条例」施行 ○環境庁発足 ○「水質汚濁防止法」施行 ○大気汚染防止法による燃料中のいおう分規制 ○環境基準（騒音、水質汚濁）設定
1972	47年	○「公害対策委員会」を「公害対策審議会」に改組 ○「公害防止条例施行規則」公布 ○関係７自治体と新仙台火力発電所、東北石油等と「公害防止協定」を締結 ○開発指導要綱により流量比規則の排水処理を義務づけ	○「悪臭防止法」施行
1973	48年	○「杜の都の環境をつくる条例」公布 ○水質自動測定局稼働開始	○環境基準（大気汚染）設定 ○仙台湾地域が国の公害防止計画地域に指定 ○環境基準（航空機騒音）設定
1974	49年	○原町東部で地盤沈下が問題となる ○「広瀬川の清流を守る条例」公布	○「宮城県地盤沈下防止対策要綱」施行
1975	50年		○環境基準（新幹線騒音）設定 ○工業用水法の地下水採取規制地域指定
1976	51年		○「振動規制法」施行 ○航空機騒音（霞の目飛行場）の環境基準地域類型指定
1977	52年		○東北新幹線の環境基準の地域類型指定
1978	53年	○「仙台市東部工場団地移転中小企業に対する公害防止資金融資利子補給制度」制定	○宮城県沖地震 ○環境基準（大気汚染）改定（二酸化窒素追加）
1980	55年	○公害部が環境公害部となり、環境調整課、公害規制課となる	
1981	56年	○スパイクタイヤによる道路粉じんが大きな問題になる ○「道路粉じん問題研究会」を発足	
1982	57年	○「道路粉じん問題研究会」を「道路粉じん対策委員会」に改組	○東北新幹線開業 ○「宮城県公害防止条例」改正施行（深夜営業騒音規制）
1985	60年	○広瀬川が環境庁の名水百選に選ばれる	
1986	61年		○「宮城県スパイクタイヤ対策条例」施行
1987	62年	○地下鉄南北線開業 ○宮城町編入 ○「コイン洗車場の設置に関する指導要綱」制定	
1988	63年	○泉市、秋保町編入 ○「水辺のマスタープラン」仙台・宮城地区編策定	
1989	平成元年	○政令指定都市に移行 ○公害規制課に大気係、水質係、騒音係に加えて調整係を設置 ○「水辺のマスタープラン」泉・秋保地区編策定 ○悪臭防止法の規制地域を拡大 ○「仙台市悪臭対策指導要綱」制定	
1990	２年	○環境保全基金（４億円）を設置 ○「環境保全活動推進に関する懇談会」設置	○「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」施行
1991	３年	○「仙台市地球環境保全対策推進本部」設置 ○環境学習コーナー設置	○環境基準（土壌汚染）設定
1992	４年	○衛生局環境公害部を環境局環境保全部に改組、環境計画課、環境保全課の２課体制となる ○悪臭防止法の悪臭物質を追加規制 ○「地球環境保全に関する取組方針」策定	
1993	５年	○「仙台市電気自動車等普及懇談会」設置 ○「（仮称）杜の都環境プラン基本構想検討委員会」設置 ○「広瀬川の清流を守る条例」の水質保全区域を拡大 ○若林区文化センターに「環境ライブラリー」を設置	○「環境基本法」施行
1994	６年	○「仙台市フロン対策」策定 ○「杜の都環境プラン」基本構想策定 ○「杜の都環境プラン策定本部」設置 ○「仙台市における環境基本条例のあり方について」公害対策審議会に諮問	○水質汚濁防止法排水基準改正（13項目追加、鉛・砒素基準強化） ○環境基準（土壌汚染）改正（15項目追加、鉛・砒素基準強化） ○環境基本法に基づく国の「環境基本計画（第一次）」閣議決定
1995	７年	○「仙台市地球温暖化対策推進計画」策定 ○「第５回地球温暖化アジア太平洋地域セミナー」仙台市で開催	○「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」閣議決定 ○「宮城県公害防止条例」改正施行（「地盤沈下防止対策要綱」廃止）
1996	８年	○「仙台市環境基本条例」公布 ○「仙台市公害防止条例」全面改正 ○仙台市環境審議会を設置（公害対策審議会は廃止） ○環境保全部を環境部に、環境保全課を環境対策課に名称変更、併せて推進係、大気騒音係、水質係に変更	

西暦	年号	仙台市	その他（宮城県、国）
1996	平成８年	○残したい日本の音風景100選に「広瀬川のカジカガエルと野鳥」、「宮城野のスズムシ」の２件認定 ○悪臭防止法の特定悪臭物質等の追加規制 ○「仙台市環境基本計画」について環境審議会に諮問	
1997	９年	○「杜の都環境プラン」策定 ○「仙台市自動車公害防止計画」策定 ○「杜の都環境プラン推進本部」設置 ○「第１回音風景保全全国大会」仙台市で開催 ○「仙台・ヘルシンキ都市セミナー」開催 ○「星空にやさしい街10選」仙台市認定 ○「（仮称）仙台市環境影響評価条例の基本的あり方について」環境審議会に諮問	○環境基準（大気汚染）設定（ベンゼン等３物質） ○「大気汚染防止法」改正（有害大気汚染物質対策の導入）施行 ○環境基準（地下水）設定
1998	10年	○環境計画課に活動推進係を新設 ○「仙台市環境率先行動計画」策定 ○「アジア・太平洋環境会議（エコ・アジア'98）」「ＡＰＥＣ持続可能な都市のための環境教育シンポジウム」開催 ○「仙台市環境影響評価条例」制定	○「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行
1999	11年	○「仙台市環境影響評価条例施行規則」制定 ○「水環境プラン」策定 ○「仙台市環境影響評価技術指針」制定 ○「ＧＰＮグリーン購入大賞」優秀賞受賞 ○「仙台市環境影響評価条例」施行 ○「仙台・ヘルシンキ都市セミナー'99」ヘルシンキ市にて開催 ○太白区文化センターに「環境ライブラリー」設置 ○ＩＳＯ14001認証取得（本庁舎、北庁舎、区役所、総合支所） ○「CO_2ダイエットメッセin宮城・仙台」開催	○環境基準（水質汚濁、地下水）改正（硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素追加） ○環境基準（騒音）改正施行 ○「環境影響評価法」施行 ○「宮城県環境影響評価条例」施行
2000	12年	○環境部に環境影響審査課を新設（審査係１係体制）併せて、環境計画課を管理係、計画係、活動推進係の３係体制に改組 ○環境対策課大気騒音係を大気係に改称 ○「環境報告書」、第４回環境レポート大賞奨励賞を受賞 ○「仙台市環境調整システム実施要綱」施行	○「ダイオキシン類対策特別措置法」施行 ○ダイオキシン類環境基準設定（大気、水質、底質、土壌） ○「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法（化管法）」施行 ○環境基本法に基づく国の「環境基本計画（第二次）」閣議決定
2001	13年	○ＩＳＯ14001認証取得（葛岡工場、ガス局） ○「仙台市における地球温暖化対策のあり方」について環境審議会に諮問 ○「仙台市環境率先行動計画」第２期計画策定 ○「仙台市グリーン購入推進に関する要綱」制定 ○「仙台市における地球温暖化対策のあり方について」環境審議会より答申 ○「（仮称）環境教育・学習プランについて」環境審議会に諮問 ○「環境フォーラムせんだい2001・環境国際会議」開催	○環境省発足 ○「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」施行 ○環境基準（大気汚染）設定（ジクロロメタン追加） ○水質汚濁防止法排水基準改正（ほう素、ふっ素、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物追加） ○自動車ＮＯｘ法の一部を改正する法律（ＳＰＭ追加）施行
2002	14年	○ＩＳＯ14001認証取得（今泉工場） ○「『（仮称）環境教育・学習プラン』に係る目標、基本方針、施策のあり方、推進体制などについて」環境審議会より答申 ○環境部環境計画課と環境影響審査課を、環境管理課（企画管理係、環境影響評価室）と環境都市推進課（環境活動推進係、地球環境係）に再編 ○第二種特定製品引取業者、第二種フロン類回収業者の登録開始 ○「広瀬川の清流を守る条例」の環境保全区域を拡大 ○化管法に基づく化学物質の排出量・移動量の届出開始 ○「仙台市地球温暖化対策推進計画」改定 ○「ヨハネスブルク・サミット」自治体セッションに参加 ○「仙台市地球温暖化対策推進協議会」設置 ○「仙台市地球温暖化対策実行計画の推進に関する要綱」制定 ○ＩＳＯ14001認証更新（本庁舎、北庁舎、区役所、総合支所） ○「仙台市環境教育・学習プラン」策定	○「地球温暖化対策推進大綱」地球温暖化対策推進本部決定 ○「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」全面改正
2003	15年	○「仙台市環境率先行動計画」第２期計画改定 ○「せんだいグリーン文具推奨制度」開始 ○「仙台市自動車公害防止計画の見直しについて」環境審議会に諮問 ○仙台市長が、「イクレイ―持続可能性をめざす自治体協議会」理事に就任（任期：平成18年３月末まで）。アテネ（ギリシャ）で開催された世界大会に出席 ○グリーン購入企業セミナー、グリーン購入フォーラムin仙台を開催 ○「みちのく環境管理規格認証機構」設立	○「土壌汚染対策法」施行 ○「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行 ○水生生物の保全に係る環境基準設定
2004	16年	○環境学習コーナーを「環境交流サロン」に拡充 ○「仙台市自動車環境負荷低減計画」策定 ○「第１回グリーン購入世界会議in仙台」を開催し、「グリーン購入仙台宣言」を発表 ○「ＧＰＮグリーン購入大賞」大賞受賞 ○「杜の都の市民環境教育・学習推進会議（ＦＥＥＬ Ｓｅｎｄａｉ）」設立	
2005	17年	○六郷堀・七郷堀非かんがい期通水事業の開始 ○本庁舎等ＩＳＯサイトを二日町分庁舎、上杉分庁舎、泉区役所東庁舎に拡大 ○「イクレイ世界理事会」仙台市開催 ○仙台広域圏（仙台市、気仙沼市、旧田尻町）が国連持続可能な開発のための教育の10年を進めるための地域拠点（ＲＣＥ）に認定	○「環境配慮促進法」施行
2006	18年	○ＩＳＯ14001認証登録終了（本庁舎等、葛岡工場、今泉工場、ガス局） ○「新・仙台市環境行動計画－持続可能な地域をつくるエコプラン－」策定 ○せんだいグリーンペーパー推奨制度開始 ○「第２回グリーン購入世界会議inバルセロナ」前回開催都市として参加	○「宮城県グリーン購入促進条例」施行 ○「大気汚染防止法」改正（揮発性有機化合物の規制導入）施行 ○環境基本法に基づく国の「環境基本計画（第三次）」閣議決定 ○水質汚濁防止法排水基準改正（亜鉛基準強化）
2007	19年	○「みちのく環境管理規格認証登録推進補助制度」創設	○「環境配慮契約法」施行